

平成 28 年度 利子助成事業の概要（農業関係資金）

I 認定農業者向け資金の制度概要

認定農業者が経営改善を図るために借り入れる農業近代化資金及びスーパー L 資金を対象に金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

この利子助成事業の実施を通じ、意欲ある農業者の育成・確保を金融面からサポートします。

1 事業の趣旨

農林漁業をめぐる厳しい情勢の中で、国民の生命を支える農林水産物を安定供給できる体制を整え、食料自給率の向上を図るためには、生産拡大等に意欲的に取り組む農業者等の経営を支えることが重要との認識の下、認定農業者向けの農業近代化資金及びスーパー L 資金を借り入れる者の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

2 対象者

平成 28 年度に次のいずれかの資金を借り入れる認定農業者です。ただし、3 に記載の助成内容・要件によります。

農業近代化資金（認定農業者等向け特例）

都道府県と利子補給契約を締結している農協、信用農協連、銀行、信用金庫等から融資されます。

農業経営基盤強化資金（＝スーパー L 資金）

（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から融資されます。

3 対象資金・助成内容

農業近代化資金（認定農業者等向け特例）（通常助成）

(1) 対象資金

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に都道府県の利子補給承認を受けた認定農業者等向け農業近代化資金

(2) 利子助成率

スーパー L 資金の貸付利率と同率になるよう利子助成（都道府県の利子補給承認時又は貸付時の水準による。）

(3) 利子助成期間

貸付時から償還終了時まで（最長 15 年間）

(4) 利子助成対象貸付限度額

認定農業者等向け農業近代化資金の貸付限度額（個人 1,800 万円・法人 3,600 万円）

(5) 対象融資枠

250 億円

スーパーL資金（5 年間無利子）

(1) 対象資金

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に貸付決定が行われたスーパーL資金のうち、「人・農地プラン」（注 1）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（位置付けられることが確実との市町村の証明を受けた者を含む。）又は農地中間管理機構から農用地等（注 2）を借り受けた農業者に貸し付けられるもの

（注 1）人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定めるものをいう。

（注 2）農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 2 項に規定する農用地等をいう。

なお、次の資金は対象外

- ・ 補助残融資資金（国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残部分に充てるために融資される資金。以下同じ。）（ただし、経営体育成支援事業（融資主体型補助）と 6 次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業）は対象）
- ・ いわゆる「安定化長期資金」（負債の整理など）

(2) 利子助成率

公庫の貸付利率に相当する利子を助成（ただし、2%が上限）

(3) 利子助成期間

貸付時から 5 年間

(4) 利子助成対象貸付限度額

スーパーL資金の貸付限度額（個人 3 億円（特認 6 億円）・法人 10 億円（特認 20 億円））

(5) 対象融資枠

1,000 億円

Ⅱ 災害関連資金の制度概要

平成28年熊本地震、平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨、平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨又は平成28年9月17日から同月21日までの間の暴風雨及び豪雨により被災した農業者を支援するため、農業近代化資金及び農林漁業セーフティネット資金等の公庫資金を対象に金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業―被災農業者追加支援対策―）

1 事業の趣旨

平成28年熊本地震（以下「熊本地震」）、平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨又は平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨又は平成28年9月17日から同月21日までの間の暴風雨及び豪雨により被害を受けた農業者の経営の早急な立ち直りを支援するため、この被災農業者が経営再開のために借り入れる農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金について、貸付当初5年間実質無利子となるよう利子助成金を交付するものです。

2 対象者

次の(1)～(3)の何れかの要件を満たす農業者等です。いずれの場合も、市町村長の罹災証明書（写）を融資機関経由で当協会に提出してください。

(1) 熊本地震により被害を受けた農業者等（以下「直接被災者」）であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた方です。

また、熊本地震による本事業は、いわゆる間接被災者も対象となります。間接被災者とは、その生産物（その加工品を含む。）について、熊本地震の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し、次のいずれかの要件を満たすことについて、被害状況が分かる資料、財務諸表等の証拠書類に基づき融資機関の確認を受けた方です。

- ① 利子助成対象資金の借入れの申込み（以下「借入申込」という。）までの2カ月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が熊本地震前の直近年同期に比して3割以上減少している又は経営費が3割以上上昇していること。
- ② 熊本地震後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が熊本地震前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれる又は年間経営費が1割

以上上昇すると見込まれること。

なお、「平成 28 年熊本地震による災害に係る利子助成事業の適用要件の確認表」を、取扱いの窓口となる融資機関が作成します。

- (2) 平成 28 年 6 月 6 日から 7 月 15 日までの間の豪雨により被害を受けた農業者等であって、当該被災について被災内容の証明を市町村長から受けた方です。
- (3) 平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨により被害を受けた農業者等であって、当該被災について被災内容の証明を市町村長から受けた方です。
- (4) 平成 28 年 9 月 17 日から同月 21 日までの間の暴風雨及び豪雨により被害を受けた農業者等であって、当該被災について被災内容の証明を市町村長から受けた方です。

3 対象資金・助成内容

(1) 対象資金

前記 2 - (1) の対象者については平成 28 年 4 月 14 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、前記 2 - (2) の対象者については平成 28 年 6 月 6 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、前記 2 - (3) の対象者については平成 28 年 8 月 16 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、又前記 2 - (4) の対象者については平成 28 年 9 月 17 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に融資される（注）次の制度資金が対象です。

（注）農業近代化資金は都道府県の利子補給承認、公庫資金は貸付決定が行われるものについて適用されます。

	制度資金名
民間資金	農業近代化資金（個人施設、共同利用施設）
公庫資金	農林漁業セーフティネット資金
	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
	農業基盤整備資金
	農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）
	経営体育成強化資金

（注） 1. 国の補助事業に係る融資資金については、災害復旧に係る事業を対象として融通される補助残融資資金（国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残部分に充てるために融通される資金）に限り、利子助成の対象になります。

なお、融資残補助である経営体育成支援事業（融資主体型補助）につ

いても、対象になります。

2. 資金使途のうちスーパーL資金にあつては「安定化長期資金」（負債整理など）、経営体育成強化資金にあつては「再建整備資金」、「償還円滑化資金」（ともに負債整理）は、対象になりません。

(2) 利子助成率

(1)の資金について、無利子になるよう利子助成します。（ただし、2%が上限）

(3) 利子助成期間

貸付時から5年間

なお、認定農業者等向け農業近代化資金であつて、償還期限が5年以上の場合、貸付後5年目応答日以降償還終了時まで、通常の利子助成を行います（貸付けから最長15年）。

(4) 利子助成対象貸付限度額

利子助成対象貸付限度額の下限・上限はなく、もっぱら制度資金の貸付限度額に従います（例えば、農業近代化資金で農業を営む者であれば最大2億円まで適用されます。）。

なお、農林漁業セーフティネット資金と農林漁業施設資金については、平成28年熊本地震の特例として貸付限度額が引き上げられています。

(5) 対象融資枠

135億円

Ⅲ 復旧・復興資金の制度概要

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）において、甚大な損害が発生した農業者に対し、その農業経営の速やかな復旧・復興を図るため、(株)日本政策金融公庫等からの災害復旧・復興関係資金について、一定期間（最長18年間）実質無利子となるよう金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業（東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

この利子助成事業の実施を通じ、農業経営の速やかな復旧・復興を金融面からサポートします。

1 事業の趣旨

東日本大震災により損害を受けた農業者が復旧・復興の取組みを行うために借り入れる農林漁業セーフティネット資金等公庫資金や農業近代化資金等の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

2 対象者

特定被災区域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に、ほ場、事業所その他の事業拠点を有する農業者のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害（具体的には、地震の揺れ・津波、原子力発電所の事故に伴う設備等の劣化等による直接的な損害を言い、東北地方の市場の閉鎖に伴う生産物の廃棄等は間接的な損害となり、平成28年度から間接被災者は対象外となります。）を受けたことの証明（罹災証明書）を市町村長その他相当の機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者であって、次のア又はイのいずれかの要件を満たす者（以下「被災農業者」という。）です。

ア 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者

イ 東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない者（東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下「被災事業用資

産」という。)について、農地等の災害復旧が完了していない等農業者の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難であった者又は経営再建に必要な事業用資産を取得することが困難であった者であって、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限られます。)

(注)

- 1 農業経営の再開の可否、時期及び年間売上高の確認は、融資機関が融資審査において行うものとされています。具体的には、「東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業一問一答」(問 12~24)を参照しつつ、「農業経営復旧・復興対策適用要件の確認表」に確認結果を記入願います。

その後、利子助成金交付代理申請の際、同確認表を当協会に提出してください。なお、経営再開の確認に要した書類、決算書等の証拠書類については、提出不要ですので融資機関において保管願います。

- 2 市町村長等から受ける証明は、原則として、市町村及び都道府県の機関によるものとされていますが、行政機能の不全等の事情により速やかな対応が困難と見込まれる場合には、被害状況が分かる資料に基づき、融資機関において要件を満たしていることを確認することにより代替することもできます。なお、罹災証明書の所定様式は別添のとおりですが、同等の内容が確認できる場合には、この様式以外の様式でも差し支えありません。

3 対象資金・助成内容

(1) 対象資金

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間 (注) に「農業経営復旧・復興対策」として融資される次の制度資金が対象です。

(注) 農業近代化資金等の民間資金は都道府県の利子補給承認、公庫資金(㈱日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が融資する農業資金)は貸付決定が行われるものについて適用されます。

	制度資金名
民間資金	農業近代化資金（個人施設）
	農業経営負担軽減支援資金（注2）
公庫資金	農林漁業セーフティネット資金
	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）（注2）
	農業基盤整備資金（注2）
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
	経営体育成強化資金

(注)

- 1 補助残融資資金は、利子助成の対象外（ただし、被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものは対象。）。また、融資残補助である経営体育成支援事業（融資主体型補助）についても対象。
- 2 地震被災農業者（地震の影響による損害を受けたことの証明を市町村長等から受けた被災農業者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた方を含む。）のみ対象。

(2) 利子助成率

(1)の資金について、無利子になるよう利子助成します。（ただし、2%が上限）

(3) 利子助成期間

貸付後最長18年間

(注) 東日本大震災による被害の重大性に鑑み、特例措置として、対象資金の償還期限及び据置期間についてそれぞれ3年間の延長と、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金（主務大臣指定施設・災害復旧）及び経営体育成強化資金（再建整備資金及び償還円滑化資金）について貸付限度額の引上げが行われています。（別表参照）

(4) 利子助成対象貸付限度額

利子助成対象貸付限度額の下限・上限はなく、もっぱら制度資金の貸付限度額に従います（例えば農業近代化資金で農業を営む者であれば最大2億円まで適用されます。）。

(5) 対象融資枠

192億円

（農業近代化資金等22億円、公庫資金170億円）

(別表) 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の対象資金の主な償還期限、据置期間及び利子助成対象貸付限度額一覧

資金名	償還期限(注1) (以内)	据置期間(注1) (以内)	利子助成対象貸付限度額 (=貸付限度額)
農業近代化資金(個人施設)	15年→18年	7年→10年	個人1,800万円(知事特認2億円)、法人2億円
農業経営負担軽減支援資金	10年(特認15年)→18年	3年→6年	営農負債の残高
農林漁業セーフティネット資金	10年→13年	3年→6年	600万円→1,200万円 又は年間経営費等の3/12→12/12
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)	15年→18年	3年→6年	【災害復旧】 負担額の80%→負担額の100% 又は1施設当たり300万円(特認600万円)→1,200万円
農業基盤整備資金	25年→28年	10年→13年	地元負担額
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	25年→28年	10年→13年	個人3億円(特認6億円) 法人10億円(特認20億円)
経営体育成強化資金	25年→28年	3年→6年 (注2:10年→13年)	前向き投資資金、再建整備資金及び償還円滑化資金の借入額を合算し、個人等2.5億円、法人8億円

(注)

- 1 償還期限及び据置期間並びに貸付限度額の特例は、平成29年3月31日までの間に貸し付けられるものに適用される。
- 2 果樹の新植・改植・育成の場合

IV TPP 関連対策資金の制度概要

認定農業者が、TPP 協定による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れるスーパーL資金について、金利負担を軽減するための農林水産省の利子助成事業（担い手経営発展支援金融対策事業（以下「本事業」））を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

1 事業の趣旨

環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の大筋合意に伴い、関税削減による長期的な影響が懸念される中で、優れた経営感覚を兼ね備えた農業経営体を育成・支援することが緊急の課題となっており、認定農業者が新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れるスーパーL資金の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

2 対象者

人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者のうち、経営展開計画（注）を作成した方です。

（注）担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2598 号農林水産事務次官依命通達）別記様式第 1 号に定めるものをいう。

3 対象資金・助成内容

(1) 対象資金

㈱日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から融資されるスーパーL資金（＝農業経営基盤強化資金）です。

その貸付決定がなされる期間については特に設定されておらず、融資決定額が当該融資枠に達した時点で終了します。

なお、本事業に基づく利子助成は、国の補助金（交付金等を含む。）を活用して経営展開を図る取組も対象としており、TPP 関連対策の補助事業を含め、本事業の対象となります。また、融資を受ける際の自己資金部分に対して助成する融資残補助については本事業の対象となります（例：経営体育成支援事業（融資主体型補助）、6 次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業））。このほか、円滑化貸付資金（無担保・無保証人貸付）、クイック融資や他省庁が所管する補助事業を活用して経営展開を図る場合も本事業の対象となります。

ただし、いわゆる「安定化長期資金」（負債の整理など）は対象となりません。

(2) 利子助成率

公庫の貸付利率に相当する利子を助成（ただし、2%が上限）

(3) 利子助成期間

貸付時から5年間

(4) 利子助成対象貸付限度額

スーパーL資金の貸付限度額（個人3億円（特認6億円）・法人10億円（特認20億円））

(5) 対象融資枠

2,000億円

V リスク軽減緊急対策資金の制度概要

英国のEU離脱に伴う不安定化、世界経済の需要の低迷、成長の減速等のリスクに対応して借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、金利負担を軽減するための農林水産省の利子助成事業(担い手経営リスク軽減緊急対策事業(以下「本事業」))を(公財)農林水産長期金融協会が実施します。

1 事業の趣旨

我が国の農業においては、英国のEU離脱に伴う不安定化、世界経済の需要の低迷、成長の減速等のリスクが懸念される中で、農業経営体の資金繰りに万全を期すことが緊急の課題となっている。これらのリスクに対応して、認定農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、金利負担軽減措置を実施するものです。

2 対象者

以下の(1)から(3)までの要件を満たす者であることが条件となります。

(1) 次に掲げる者のいずれかに該当する、先進的な取組を行う認定農業者等であること。

ただし、農林水産省経営局長が農業者の資金繰りに著しい支障を来していることから利子助成金の交付が特に必要と認める場合には、この限りではありません。

① 人・農地プラン(注1)において地域の中心となる経営体として位置付けられた(または位置づけられる見込みである)農業者

② 農地中間管理機構から農用地等(注2)を借り受けた認定農業者

(注1) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2に定めるものをいう。

(注2) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第2項に規定する農用地等をいう。

(2) 次の①から③に掲げる条件のいずれかに該当する、経済の不安定性のリスクを抱える者であること。

① 自ら又は出荷先が農産物の輸出に取り組んでいること

② 自ら又は出荷先が農産物を加工するとともにその加工品の輸出に取り組んでいること

③ 農産物及びその加工品の販売によって得た粗収益のうち、過半が実需者又は消費者との直接取引によること

(3) 現在常時雇用している従事者の維持を図ること。

3 対象資金・助成内容

(1) 対象資金

(株)日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から融資される農林漁業セーフティネット資金です。

その貸付決定がなされる期間については、平成 28 年 10 月 19 日から平成 29 年 3 月 31 日までですが、融資決定額が当該融資枠に達した時点で終了します。

(2) 利子助成率

公庫の貸付利率に相当する利子を助成（ただし、2%が上限）

(3) 利子助成期間

貸付時から 5 年間

(4) 利子助成対象貸付限度額

通常の農林漁業セーフティネット資金と同様の貸付限度額（通常 600 万円（簿記記帳を行う場合、年間経営費等の 3 / 1 2 まで））まで利用できます。

当然、過去に災害等で農林漁業セーフティネット資金を既に借り入れしている場合は、合計で貸付限度額までしか借り入れできません。

(5) 対象融資枠

100 億円

VI 助成を受けるための手続き（I～Vの資金共通）

1 利子助成金の申請の準備と手続き

I S S マニュアルをご覧ください。⇒ [ISS マニュアル](#) 入口

2 利子助成を受けるために必要な書類及び提出時期

区分	提出書類	作成者		協会への提出時期 (注3)
		利子助成金 交付希望・対 象者	融資 機関	
利子助成金 交付申請	委任状	○		「利子補給承認通知書」受領後その都度
	利子助成金交付代理申請書(ISS(注1、以下同じ))		○	
	添付書類			
	農業近代化資金利子補給承認通知書(写)		○	
	農業経営改善計画認定書(写)	○		
	経営改善資金計画書(写) 同認定があったことを証する書面(写) (注2)	○		
	復旧・復興の場合 適用要件の確認表		○	
	災害関連資金の場合 罹災証明書(写)	○		
	適用要件の確認表(平成28年熊本地震による災害)		○	
	スーパーL資金(5年間無利子)の場合 「人・農地プラン」(写)若しくはこれに代わる証明書、「農用地利用配 分計画」(写)又は「経営展開計画」(写)(注4)	○		
	リスク軽減緊急対策資金の場合 経営安定計画書(写)(注4)	○		
	貸付実行	貸付実行報告書(ISS) (コード999の特殊償還のみ) 融資機関の償還表(写)		
支払請求	利子助成金支払請求書(ISS)		○	請求月の月末
	利子助成金支払請求明細書(ISS)		○	
届出	融資機関届兼Webシステム利用届		○	

(注) 1 「ISS」とあるのは、利子助成システムで作成する書類です。

2 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた特定農業法人にあっては、当該認定計画を、また、それ以外の特定農業法人にあっては、改善計画に相当する計画を添付してください。

3 日本公庫(農林水産事業)及び沖縄公庫については、それぞれ別に定めるところによる。

4 「経営展開計画」(写)は、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知)により、「経営安定計画書」(写)は、担い手経営リスク軽減緊急対策事業実施要綱(平成28年10月11日付け28経営第1587号農林水産事務次官依命通知)により利子助成を受ける場合に提出する。

[留意していただきたい事項]

1 復旧・復興資金

(1) 農業近代化資金又は農業経営負担軽減支援資金の場合には、利子助成金交付代理

申請の際に、都道府県の利子補給承認通知書(写)を提出してください。

(2) 農業近代化資金(注)で、補助残融資資金の場合は、「農業経営復旧・復興対策適用要件の確認表」の「3. 案件情報」の「補助金名」への記入をお願いします。

(注) 公庫資金の場合は、スーパーL資金、経営体育成強化資金又は農林漁業施設資金。

2 災害関連資金

平成28年熊本地震に係る災害については、市町村が発行する罹災証明書(写)及び適用要件の確認表(融資機関が作成)を提出してください。

〈参考資料〉

・人・農地プラン(参考様式)

・スーパーL資金に係る金利負担軽減措置適用に関する証明書(参考様式)

・経営展開計画(参考様式)